

## 「浜松市教育委員会におけるスクールロイヤー活用事業に関する協定」 の締結について

浜松市教育委員会と静岡県弁護士会が協定を締結し、「スクールロイヤー活用事業」を実施します。

つきましては、以下のとおり協定締結式を行います。

### 1 事業概要

#### (1) 目的

教職員が学校現場で発生する様々な課題等への対応について、法的観点からの正しい認識と理解を深め、これらの未然防止や早期解決につなげることにより、児童生徒の最善の利益を十分に考慮したうえで、その健全な成長・発達と福祉の実現を図ることを目的とする。

#### (2) 内容

##### ア 学校からの法律相談

学校で発生した様々な問題に対して、スクールロイヤーが学校からの相談に応じ、学校がとるべき対応について法的側面からの指導・助言を行う。

##### イ 教職員への講義や指導・助言等（市内を8つのエリアに分けて実施）

会議や研修等にスクールロイヤーが出席し、教職員の危機管理能力や法的思考力、コンプライアンス意識の向上に資する講義、具体的な問題や課題に対する法的側面からの指導・助言を行う。

### 2 協定締結式

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 日時  | 令和5年4月10日（月）14時15分から14時40分まで                    |
| (2) 場所  | 浜松市教育委員会 教育委員会室（イーステージ浜松オフィス棟6階）                |
| (3) 締結者 | 静岡県弁護士会 会長 杉田 直樹<br>浜松市教育委員会 教育長 宮崎 正           |
| (4) 次第  | 協定書交換、写真撮影 14:15 ～ 14:23<br>挨拶、歓談 14:23 ～ 14:40 |